

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### 第1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、ご入居者・ご利用者（※以下、ご入居者）の生活の自由を制限することであり、ご入居者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### 1 身体拘束がもたらす弊害

##### ① 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生
- ・食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- ・抑制具による窒息等の事故等

##### ② 精神的弊害

- ・意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒りなど→せん妄や認知症症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害
- ・家族への精神的ダメージ→入居させたことに対する罪悪感、憤り、後悔
- ・安易な拘束が常態化することによる介護従事者の士気・対応スキルの低下→介護の質の低下

##### ③ 社会的弊害

- ・介護保険事業所、施設等に対する社会的な不振、偏見

### 2 身体的拘束等とされる行為とは

身体的拘束等にあたる具体的な行為【例】

（平成13年3月厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議作成「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- ⑫ 言葉による動けない身体拘束。
- ⑬ その他、行動を制限させることを前提とした言動や行動を行う。

### 3 介護保険上の規定

介護保険指定基準身体拘束禁止規定（運営基準）

「サービス提供にあたっては、当該入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」

### 4 身体拘束等適正化に向けた取り組み

◇身体拘束を実施する理由として上げられるもの

- ① 「家族の意向」
- ② 「事故予防」
- ③ 「人員不足」

◇身体拘束等の適正化を進言するための提言

「介護保険施設における身体拘束廃止の啓発・推進事業報告書」より抜粋）

- ① 「身体拘束を一切行わない」方針を明確にする。
- ② 「緊急やむを得ない」場合について厳密に検討する（3要件）。
- ③ 入居者の状態を把握し、身体拘束の危険性を検討するための仕組みを作る。

- ④ 身体拘束にかかわる手続きを定め、実行する。
- ⑤ 認知症のケアに習熟する。
- ⑥ 施設内外で学習活動を行い、施設全体に浸透させる。
- ⑦ 家族の理解に努める。
- ⑧ 身体拘束の廃止のための取り組みを継続する。

## 5 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

## 6 身体拘束を実施しないための認知症高齢者へのケアと事故予防への積極的な取り組み。

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

### 【施設としての取り組み】

- ・その方がなぜ歩き出すのか、不潔行為を行うのか、カテーテルの自己抜去をするのか等の行動障害や事故の誘発要因（生活パターン、心身状態、環境、ケア方法等）を継続的に探り、予測的に対応する。
- ・多職種にて情報を共有し多職種により問題を解決する。
- ・代替手段の先駆的事例の収集（施設内外）とケアへの活用。
- ・事故報告及びヒヤリハットの記録整備（原因分析と具体的な再発防止策の検討）と再発防止への活用。
- ・これらの取り組みについて全従業員への周知方法を確立する。

### 【家族の理解】

- ・身体拘束等適正化のための指針の説明
- ・本人にとっての身体拘束の弊害と具体的な代替手段の提示
- ・すぐに理解が得られない場合は、納得をえるための説明内容の検証と継続的なかわりに努める。

## 7 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、サービス担当者会議等にて切迫性・非代替性・一時性の3要件（例外三原則）のすべてを満たしているか否等の検討を厳密に行い、例外三原則に該当する場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

### 緊急（夜間等）やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが基本方針です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

|      |   |
|------|---|
| 切迫性  | 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。            |
| 一時性  | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。                   |

## 第2 身体拘束委員会その他施設内の組織に関する事項

### 1 身体拘束委員会の設置

身体拘束等を適正化することを目的として身体拘束委員会を設置する。

#### 設置目的

- ・施設内での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き（例外3原則）の確認と検証。
- ・身体拘束委員会にて報告された事例を集計し分析すること。事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生の原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討を行うこと。
- ・適正化策を講じた後にその効果について評価。
- ・報告された事例及び分析結果について従業員に周知徹底すること。
- ・身体拘束適正化に関する職員全体への指導及び研修の実施

## 2 身体拘束委員会の構成と責務及び役割分担

### 身体拘束等適正化対策担当者

専任の身体拘束委員会を担当する者は、施設長及び各部署長がケア全般の責任者から指名する。

- ・身体拘束等適正化対策の実施責任者（責務）
- ・委員会の開催（役割）
- ・身体的拘束等実施報告（役割）

### 施設長

- ・身体拘束等適正化するための総括責任者。
- ・職員への情報の周知の管理（責務）
- ・統括的な見地からの入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）
- ・同意書等の記録整備及び保管管理者（責務）
- ・入居者家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### 身体拘束委員会

- ・月一回開催される委員会活動の責任者(委員長)
- ・月一回委員会に参加し、身体拘束などの適正化されているかの話し合い（委員）
- ・身体拘束等適正化が現場で浸透しているかを確認する
- ・職員への情報の周知の管理（責務）
- ・現場の担当者として入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）
- ・ご家族等に渡す「記録 1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の作成（役割）

### 介護職員

- ・日常的なケアの現場管理者（責務）
- ・日常的なケアの場面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### 介護支援専門員

- ・入居者家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### 看護職員

- ・医療看護面の管理者（責務）
- ・医療、看護の場面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### **管理栄養士(栄養士)**

- ・食事、栄養面の管理者（責務）
- ・食事、栄養面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### **リハビリ職員（デイ）**

- ・身体機能面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### **第三者（参加が望ましい）**

医師など

- ・主に精神科領域における医療行為（治療内服調整など）の管理者（責務）
- ・看護職員との連携（責務）
- ・医療面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

### **その他、施設長が必要と認める者**

## **3 身体拘束委員会の開催**

- ・毎月1回以上開催する。
- ・身体拘束が行なわれた場合など、委員会開催が必要と判断した場合は適宜開催する。

## **第3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針**

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### **1 研修の開催**

- ・定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
- ・新任者に対する研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

### **2 研修内容**

- ・基本方針（運営基準）（権利擁護）
- ・身体拘束がもたらす弊害

- ・身体拘束の具体的行為
- ・緊急やむを得ない場合（3原則）とその手続き
- ・報告された事例及び分析結果

## 第4 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本指針

### 基本指針

- 1 身体的拘束等が発生した場合、ホ) で示す正式な手続きを行い実施された場合は、「身体的拘束等実施報告書」を身体拘束委員会の担当者が中心に報告書を作成し、所属長もしくは施設長に提出する。
- 2 第5で示す正式な手続きを行わずに実施された身体的拘束等の場合は、身体的虐待とみなされ、入居者の安全確認、事実確認、通報者の保護を目的に行動します。その後、高齢者権利擁護対策委員会において、初動確認、原因究明、再発防止策について検討され、その分析結果等は職員に周知されます。

## 第5 身体的拘束等発生時の対応に関する方針

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### 1 ケースカンファレンスなどの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、介護支援専門員はサービス担当者会議を開催し（通常参加メンバーに加え施設長等の参加も想定）拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、例外三原則（①切迫性②非代替性③一時性）の3要件のすべてをみたしているかどうかについて検討、確認する。

### 2 検討の記録同意書等の書類の作成

用件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、例外3原則について該当するにいたった経緯、理由についての記録及び拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書を作成する。記録（フロア会議）、身体拘束に関する同意書（記録1 緊急

やむを得ない身体拘束に関する説明書)の作成を行う。

### 3 利用者本人や家族に対する説明と同意

施設長は、「記録1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に家族に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

身体拘束に関する同意書(記録1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書)は、家族へ説明及び同意を得るとともに介護職員に周知する。

### 4 夜間帯等において家族の同意なく身体拘束を実施する場合

夜間帯等に家族の同意なく身体拘束を行う場合には「身体的拘束等の適正化のための指針」に従い実施する。この際も複数人数でケースカンファを開催し、例外三原則に当てはまることを確認し、身体拘束に至るまでの過程、例外三原則の要件に当てはまる根拠について記録に残す。翌日、1～3の手順に従い実施する。

### 5 経過記録と適正化の検討

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討するためのカンファレンスを原則、毎月開催する。(記録は専用の様式「記録2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いて、ケースカンファを実施した介護職員が記録する)

他に、多職種間にて情報共有を行う。その記録は2年間保存し、役所の指導監査等の際に提示する。

### 6 身体拘束委員会の開催

身体的拘束等を実施した際の、例外3原則について該当するにいたった経緯、理由についての検討及び手続き(例外3原則)の確認と検証を行う。

身体的拘束等の適正化策を講じた後にその効果について評価を行う。

### 7 身体的拘束の解除と家族への説明及び同意

6の「適正化の検討」の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなると判断した場合は、サービス

担当者会議を開催し、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告を行う。  
新たに身体的拘束等を適正化した施設介護計画を立案し家族への説明および同意を行う。  
要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、例外3原則について該当するに  
いたった経緯、理由についての記録及び拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・  
家族に対する同意書を作成する。記録（サービス担当者会議議事録）、同意書（記録1 緊急  
やむを得ない身体拘束に関する説明書）の作成は委員会を中心に作成する。

## 第6 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

### 1 入居者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、事業所入り口(事務所)に設置していますファイルでいつでもすべての方が閲覧可能とする。

### 2 従業員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、事業所入り口(事務所前)に常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

## 第7 その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が、本指針を理解し、以下の点について議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みを継続する必要がある。

- ・認知症等の症状、対応を理解しアセスメントに基づいたケアを提供しているのか。
- ・事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し安易に身体拘束を行っていないか。
- ・認知症の高齢者は見当識の低下があり、かつ下肢筋力の低下、骨密度の低下から骨折を誘発しやすいとの固定概念から実際にアセスメントすることなく安易に身体拘束をしていないか。
- ・例外三原則と判断した後も、他に方法は無かったのかと振り返ることなく、機械的に身体拘束の判断をしていないか。

附則 平成30年5月1日 作成

附則 令和 3年4月1日 一部改定

附則 令和 5年7月1日 一部改定